

社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会
小地域福祉活動推進事業助成金交付要綱

1 目的

少子高齢社会や核家族化の進展など地域を取り巻く環境が大きく変化してきているなかで、それぞれの地域(区・自治会(分会))において、誰もが安心して暮らしていけるように、地域の皆さんが時間と場所を共有し、人と人とを結ぶふれあいの場として地域住民が主役となり、自由な発想のもと仲間づくりや居場所(たまりば)づくり、生きがいくくりをはじめ住民相互の援助活動等を小地域福祉活動として、こうした活動を推進することを目的に実践する分会等に対して助成金を交付します。

2 助成対象事業等

(1)ふれあいサロン活動

地域(区・自治会(分会))において、地域の公民館等を活用したサロン活動(仲間づくり、居場所づくりなどの高齢者サロンや障害者、子育てサロンのほか見守り活動等)

【助成額①】原則1回5,000円。12回で90,000円(上限額)

【助成額②】1回あたり3,000円(上限額36,000円)※新型コロナウイルス感染症対策費

(2)地域住民同士のつながりを大切にした仲間づくり、居場所づくりの活動

二以上の区・自治会単位で行われる交流活動等で、子どもから高齢者まで広くすべての住民を対象に呼びかけて行うまちづくり活動。

【助成額①】原則1回10,000円。3回で30,000円(上限額)

【助成額②】1回あたり5,000円(上限額15,000円)※新型コロナウイルス感染症対策費

(3)その他の小地域活動で会長が特に必要と認める事業

【助成額】原則10,000円(上限額)

【助成金の対象とならない事業など】

- ①老人会、子ども会、婦人会等が主に会員等を対象に実施する事業
- ②歳末たすけあい募金の配分を受けようとする団体等
- ③本会に登録するボランティアグループやNPO法人

3 助成金の申請

本事業の助成金の申請は、分会長及び事業・活動等の主催者とし、指定の申請書に次に定める書類を添付のうえ、事務局に提出する。

(1)事業実施計画書及び収支予算書(別紙1)

(2)その他会長が必要と認める書類等

4 助成金申請期間

(1)令和2年7月1日(水)～令和2年12月28日(月)

※助成となる事業は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに行われるもの

を対象とします。

5 決定通知

会長は、申請書提出後、事業実施内容、申請額等について検討したうえで、交付並びに助成金交付額について決定し申請者に通知する。

6 助成金の交付

会長は、決定通知後、申請者からの請求により助成金を交付する。

7 事業報告

申請者は、事業終了後、次の指定の書類により、事業実績の報告を会長に行う。

(1) 事業実績報告書及び事業決算書(別紙2)

(2) 領収書(写し)など収支のわかる書類

(3) その他会長が必要と認める書類

8 その他

会長は、助成金を目的以外に使用したときや交付決定額を超える余剰金(繰越金)がある場合は、交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。